



1. 運営主体

名称	三和エンジニアリング株式会社
所在地	東京都千代田区神田佐久間町2-19 櫻岳ビル2F
代表者の氏名	代表取締役 廣田靖人

2. 施設の概要

施設の種類	保育所
名称	丸山台プライムスター保育園
所在地	埼玉県和光市丸山台2-28-13
電話番号	048-423-7082
管理者	柴山 理名
対象児童	子ども・子育て支援法及び和光市保育の必要性の認定に関する条例の規定により、保育の必要性の認定を受けた満1歳児から満5歳の乳幼児(就学前)
利用定員	80名
開設年月日	令和2年4月1日

3. 事業所の運営方針

事業の目的、 経営理念	三和エンジニアリング(株)が運営する「プライムスター保育園」は、利用者(子どもと保護者)の最善の利益を尊重し、地域における子育て支援の核として愛情と信頼を基盤とした楽しい保育を目指すことを基本理念とします。
保育理念	<ul style="list-style-type: none">・人間形成にとって極めて重要な乳幼児期を、心地よい愛着関係と安心できる環境の中で育てる。・子どもの最善の利益を守り、子ども一人一人の心に寄り添い、心身のバランスを考慮した保育を行う。
保育方針	<ul style="list-style-type: none">・安心できる、くつろいだ雰囲気の中で子どもたちの様々な欲求を満ちし、満足を与える保育をする。・日々の温かい受容的な関わりの中で、子どものありのままを受け止め自己を肯定する心を育てる。・子どもの成長、発達を促し可能性や力を信じる。 <p>【園名：プライムスターの由来について】 「プライム」とは「最も重要な、最良」を表すもので、「スター」は「ファーストスター」「リトルスター」から続く子どもたちを指しています。「プライムスター保育園」とは「子どもたちに最も必要な最良の保育を提供する保育園」という目的と思いが込められています。</p>
保育目標	<丸山台プライムスター保育園の目指す子ども像> <ul style="list-style-type: none">① 心もからだも健やかな子ども② 人を享受し、思いやりのある子ども③ よく遊び、豊かな感性と創造性にあふれる子ども

4. 保育計画

組・グループ	保育計画
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える。 ・歩行の確立により、身近な人や身の回りのものに自発的に働きかけていく。 ・親しい大人に指差しや二語文で自分の気持ちを伝えようとする。
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的運動機能が伸び、行動範囲が広がり探索活動が盛んになる。 ・簡単な身の回りのことを自分でしようとする。 ・自分の意思や欲求を言葉で表現し、自己主張をする中で、気持ちを受け止められながら自己を肯定する心を育む。
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えを言葉や行動で、表現するようになる。 ・身の回りのことがほぼ自立して行えるようになる。 ・全身を使って活発に遊ぶ。
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・決まりの大切さに気付き、守ろうとする。 ・身近な人の気持ちに気付き、少しずつ自分の気持ちを抑えられるようになる。 ・異なる二つの行動を同時に行えるようになる。
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に向かって集団で行動することが増え、仲間の中の一人としての自覚が生まれる。 ・イメージを豊かに持ち、表現することを楽しむ。 ・経験をもとに、自信や予想、見通しを立てる力が育つ。

5. 利用定員

利用定員 (80人)	2号認定	内訳：3歳児16人、4歳児16人、5歳児16人	48人
	3号認定	満1歳以上の小学校就学前子ども 内訳：1歳児16人、2歳児16人	32人

6. 建物の規模等

構造	木造 2階建て
述べ床面積	述べ床面積 469.66 m ²
保育室等の面積	【1歳児室】63.75m ² 、【2歳児室】40.99m ² 【3歳児室】39.13m ² 、【4歳児室】39.13m ² 、 【5歳児室】39.74m ² 、 (外部公園：緑の公園 3308m ² 併用)

7. 職員の設置状況

職員	員数	資格等	備考
施設長	1名	保育士	
保育士	10名	保育士	常勤者
保育従事者	2名	埼玉県保育従事者研修修了	常勤者
保育補助者	2名	埼玉県保育従事者研修修了	
調理員	3名	調理師または栄養士	

※ 職員数は、園児数によって変更する場合があります。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系 (シフト時間例)
施設長	9:00~18:00
保育士	7:00~15:00 7:00~16:00 7:00~17:00 7:30~17:00 7:30~17:30
保育従事者	8:00~17:00 8:00~17:30 8:00~18:00 8:30~17:00 8:30~17:30 8:30~18:30 9:00~18:00 9:00~18:30 9:00~19:00 9:30~19:00 11:00~20:00
保育補助者	7:00~13:00 9:00~14:00 9:00~16:00 15:00~20:00 16:00~20:00
調理員	7:30~16:30 8:00~17:00 9:30~18:30 10:30~19:30

※ ローターションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

8. 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は保育を行いません。

9. 休園日（保育を提供しない日）

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

10. 保育を提供する時間

(1) 開所時間

当園の開所時間は次のとおりです。

開所時間	
月曜日～金曜日	7時から20時まで
土曜日	7時から18時まで

(2) 保育を提供する時間は、保育時間の認定区分に応じて次のとおりとします。

ア 保育標準時間認定に係る保育時間

(ア) 7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において18時以降に提供する保育は「時間外保育」とします。

イ 保育短時間認定に係る保育時間

(ア) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において、上記(ア)の時間を超過して提供する保育は「時間外保育」とします。

1 1. 提供する保育等の内容

当園は、国が定める「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 保育標準時間及び保育短時間の保育

1日の保育スケジュール(例) ※1.2歳児クラス

7:00~	5つのカテゴリーの中でゆったりと過ごす・排泄
9:00~	午前おやつ
9:30~	5つのカテゴリーの中で自由に過ごす
11:00~	昼食
12:30~	食事が終わった子から、お着替え・排泄・お昼寝
14:30~	お着替え・排泄
15:00~	おやつ
16:00~	5つのカテゴリーの中で自由に過ごす
18:00~	延長保育

1日の保育スケジュール(例) ※3.4.5歳児クラス

7:00~	5つのカテゴリーの中でゆったりと過ごす・排泄
9:00~	朝の会(1日の見通し・子どもの発達・興味に合わせた内容)
10:00~	5つのカテゴリーの中で自由に過ごす
11:30~	昼食
12:30~	食事が終わった子から、お着替え・排泄・午睡(個別の必要性に応じた午睡)
14:30~	お着替え・排泄
15:00~	おやつ
16:00~	5つのカテゴリーの中で自由に過ごす
18:00~	延長保育 夕補食・夕食

※戸外活動はPM2.5の測定量により行います。(環境省：環境基準・最寄りの測定地点参考)

(2) 時間外保育

(3) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前おやつ	昼食	おやつ	夕補食	夕食
1歳児	9:00頃	11:10頃	15:00頃	18:30頃	18:15頃
2歳児	9:00頃	11:20頃	15:00頃	18:30頃	18:15頃
3~5歳児		11:30頃	15:00頃	18:30頃	18:15頃

※ 献立表は別途(毎月)お知らせします。

※ 食物アレルギーや、体質に合わない食材があるときは当事業者に報告し、医師による生活管理指導表(指示書)を提出してください。

※保育園で提供する粉ミルクは、森永「はぐくみ」です。食物アレルギー等で摂取が難しい場合は、医師による生活管理指導表(指示書)を添えて事前にご相談下さい。

※1.2歳児は、ご家庭で2回以上摂取した品目のみ提供します。3歳児以上につきましては、毎月お配りする献立表にある品目を保育園での提供前に2回以上はお試しいたいただきますようご協力をお願いします。

※3.4.5歳児クラスの給食食材料費は保護者実費徴収となります。月額8,000円

※夕食は別途料金が発生します。日額200円

※夕食の受付は前の週の木曜日9:30までとなっています。

上記以降の受付は、20:00までの保育になった場合も補食にて対応をさせていただきます。

※夕食のキャンセル受付は当日の13:00までとなっています。キャンセルの連絡がない場合は、料金が発生しますので、ご注意ください。

※夕食の提供は基本的に満1歳以上の児童を対象とさせていただきます。

1 2. 利用者の負担額（保育料等）

(1) 和光市特定教育・保育に係る利用者負担（以下、「保育料」といいます。）

当園において保育の提供を受けたときは、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」（以下、「市条例」といいます。）において定める保育料を和光市にお支払いいただきます。なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の保育料を市条例の規定により計算した額を和光市に支払うものとします。（この計算で10円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いいただきます。）

世帯階層区分		利用者負担（月額）				
		3歳未満児		3歳以上児		
階層	定義	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	無料		無料		
第2階層	第1階層の定義に該当する世帯を除き、当該年度分(4月から8月までは前年度分)の市町村民税が非課税である世帯	無料				
第3階層	第1階層及び第2階層に該当する世帯を除き、市町村民税所得割額が0円の世帯	7,200円	7,080円			
第4階層	第1階層から第3階層に該当する世帯を除き、市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割額48,600円未満	15,600円			15,330円
第5階層		市町村民税所得割額48,600円以上	24,000円			23,590円
第6階層		市町村民税所得割額57,700円以上	24,000円			23,590円
第7階層		市町村民税所得割額97,000円以上	32,040円			31,500円
第8階層		市町村民税所得割額133,000円以上	35,600円			34,990円
第9階層		市町村民税所得割額169,000円以上	43,920円			43,170円
第10階層		市町村民税所得割額235,000円以上	48,800円			47,970円
第11階層		市町村民税所得割額301,000円以上	57,600円			56,620円
第12階層		市町村民税所得割額349,000円以上	64,000円			62,910円
第13階層		市町村民税所得割額397,000円以上	83,200円			81,790円

(2) 時間外保育料

時間外保育を利用したときは、時間外保育料（別表1）を負担していただきます。

(別表1)

年齢	利用形態	短時間認定の方	標準時間認定の方 短時間認定の方
時間外 適用時間		7:00~8:30 16:30~18:00	18:00~20:00
1・2歳児	日額	30分120円 700円上限[月額]	30分120円
3歳児	日額	30分80円 540円上限[月額]	30分80円
4歳以上	日額	30分80円 470円上限[月額]	30分80円

(3) 食材料費

食材料費 月額8,000円（3～5歳児のみ対象）

(4) 夕食代

時間外保育時の夕食は日額200円がかかります。

(5) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(2)、(3)のほか、保育の提供に要する実費については、【別紙】用品一覧表に定める費用を負担していただきます。

※(2)～(5)については、まとめて翌月に請求させていただきます。

13. 保育料等の支払い

(1) 保育料等の支払

(ア) 保育料は、和光市へお支払い下さい。

(イ) 時間外保育料及び食材料費（3～5歳児）夕食代・保育の提供に要する実費は、保育を利用した翌月の20日までに、当園が指定する方法（現金または銀行振込）により、当社へお支払いください。

※ 当園は、(イ)の費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。ただし、当社の銀行口座に直接振込した場合において、当社側で入金を確認できた場合は、振込控えを持って領収の証とします。また、保護者の事情により保護者が口座振込にて支払った料金に関し、保護者が領収証を必要とする場合、当社は保護者の請求に応じ領収証を発行します。

(2) 保育料以外の未納への対応について

保護者に請求させていただく時間外保育料・食材料費・夕食代・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等を、指定された納期までに支払わないときは、然るべき対応により請求をさせていただきます。

14. 利用の終了に関する事項

当園は、園児が満5歳に達した日が属する年度の3月31日をもって保育の提供を終了します。ただし、園児又は保護者が、次の事由に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児又は保護者が「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に定める保育の必要性の基準に該当しなくなるとき

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15. 嘱託医（連携医療機関）

当園の嘱託医（連携医療機関）は、次のとおりです。

(1) 内科

医療機関の名称	西谷医院	健康診断の実施
院長名	西谷 一晃	年2回（6月、12月）
所在地	埼玉県和光市白子2-22-10	
電話番号	048-461-2226	

(2) 歯科

医療機関の名称	けいこ先生の歯医者さん	歯科検診の実施
院長名	清水 恵子	年1回（7月）
所在地	埼玉県和光市丸山台1-11-3	
電話番号	048-458-0840	

16. 緊急連絡先及びかかりつけ医の報告

保育の提供中に、園児の疾病や怪我等により緊急対応の必要が生じたときは、保護者があらかじめ指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行いますので、**保護者は当園に緊急連絡票及び児童票等にて緊急連絡先及びかかりつけ医等を報告してください。**

17. 損害賠償

当園の責に帰すべき事由により、園児の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、保護者に対してその損害を賠償します。

当園は、その損害賠償に充てるため、下記の保険に加入しています。

賠償責任保険

1事故	3億円
児童1名につき	3億円

※保険契約内容での保障となります。

傷害保険

児童1名につき	死亡100万円
児童1名につき	入院1日1000円

※保険契約内容での保障となります。

18. 個人情報の取扱い

(1) 当園の守秘義務

当園は、和光市および運営規程の定めに従い、個人情報を適切に取扱うものとし、保育を提供する上で知り得た園児及び家族等の秘密を第三者に漏らしません。

(2) 保護者による個人情報使用に関する同意

和光市との連携を図るなど正当な理由があるときは、保育園は保護者に対して事前に文書（個人情報使用同意書）にて個人情報使用に関する同意を得た上で、園児及び保護者等の個人情報をを用いることができるものとします。

19. 要望・苦情等に関する相談窓口

相談・苦情受付担当者	副主任
相談・苦情受付及び解決責任者	園長
受付方法	面接・文章・電話・メールなどで相談・苦情を受け付けます。

※上記の他、苦情処理第三者委員を設けています。詳細は保育園事務所前にて掲示をしています。

20. 非常災害時の対応

(1) 非常時の対応

非常災害時の第1避難場所は第三小学校（住所：和光市中央1-1-4 電話：048-461-2322）、第2避難場所は中央公民館（住所：和光市中央1-7-27 電話：048-464-1123）です。お迎えが来るまで、職員が責任をもってお子様を保護致します。プラカード等で明示して待機をしていますので速やかな引き取りをお願い致します。避難場所等は「災害伝言ダイヤル171」にてお知らせします。また、可能な限り、保育園ブログ等を活用し情報発信させていただきます。

(2) 避難・消火訓練について

防火管理者を置き、非常その他緊急の事態に備え、防火対策、消防計画等を立てて定期的な避難訓練（月1回）を実施しています。

21. 虐待等の防止に関する事項

(1) 虐待等の禁止

当園は、「和光市特定教育・保育等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づく当園の運営規程に従い、園児に対して、いかなる場合であっても、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為は行いません。

(2) 児童虐待の通告等

当園は、保育の提供中に児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる園児（児童）を発見したときは、速やかに和光市に通告し、必要な協力を行います。

22. その他の留意事項

(1) 入園手続

ア 保護者は当園において保育を利用しようとするときは、当園が指定する書類等を提出するものとします。

イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、嘱託医(内科)にて健康診断を受診し、園児の診断書を当園へ提出します。

ウ 前項の入園前健康診断等の入園手続に係る必要な費用は、嘱託医(内科)以外で受診する場合は、保護者が負担するものとします。

エ 当園は、入園手続に必要な書類及び入園について不備がある場合、関係機関等に確認(照会)を行います。

(2) 保育園への告知

お預かりする園児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため、保護者は、児童票・生活調査票にて園児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を告知してください。

(3) 保育園が保育を行わないとき

当園では、園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき

イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき

ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定されるとき

(4) 不正行為への対応

当園では、保護者が偽り、その他の不正な行為によって、施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して和光市に通知します。これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

(5) 登園について

- ア 入園後は、ならし保育(1週間～2週間)を行います。お子様によってならし保育の時間が異なりますので保育者と相談し調整願います。ならし保育終了後は、9:00までに登園して下さい。
- イ 保護者は登園時刻に変更が生じた又は欠席をする場合は、当日の朝9時半までに保育園に連絡をして下さい。
- ウ 保護者が職場を離れる場合(研修・出張)は、登園時に連絡先をお知らせ下さい。
- エ 毎日の検温で37.5℃以上体温がある場合、または明らかに体調を崩していると当園が判断した場合は当日の保育をお断り致します。
- オ 登園後の発熱(検温37.5℃以上)あるいは下痢・嘔吐などがひどく、元気のない時はお迎えの連絡をします。
- カ 伝染病にかかった場合、すみやかに保育園に連絡して下さい。完治という医師の証明(治癒証明書もしくは治癒報告書)がなければ登園できません。

治癒証明書が必要な感染症

○第2種伝染病

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

○第3種伝染病

腸管出血性大腸菌感染症、急性出血性結膜

※当面の間、インフルエンザに罹患した児童が登園を再開する際には、医療機関が発行する証明書等を求めないことになっています。必要書類については、保育園にご確認ください。

治癒報告書の記入が必要な感染症

○その他の伝染病

急性出血性結膜炎、感染性胃腸炎、乳幼児嘔吐下痢症、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、突発性発疹、手足口病、ヘルパンギーナ、とびひ、水いぼ、りんご病、ヘルペス性歯肉口内炎、頭シラミ、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染
※お子様が、伝染の恐れのある感染症にかかれた場合は、すみやかに保育園へご連絡下さい。

- キ 熱性痙攣、てんかんなど過去に発症したことがあるお子様、食物アレルギー等のあるお子様はお知らせ下さい。アレルギー対応について個別協議事項があります。

(6) 欠席、遅刻、早退について

- ア 欠席、遅刻をする場合は事前にご連絡下さい。
- イ 早退する場合は、お迎えの時間を連絡帳に記入し担任の保育士にも直接お伝え下さい。
- ウ 登園後に早退する必要がある場合は、電話連絡を入れて下さい。

(7) 降園について

- ア 原則として登録者(カード発行)以外のお迎えは禁止とします。保護者以外の方でお迎えの可能性のある場合は個別に登録願います。
- イ 降園時間に変更が生じた場合は、必ず連絡下さい。
- ウ 汚れ物は毎日お持ち帰り下さい。

(8) 与薬について

- ア 原則として市販薬・処方薬ともに受け付けておりませんので、ご家庭での処方をお願いいたします。かかりつけ医にて、朝と晩の処方をご相談下さい。

イ かかりつけ医より処方された塗り薬については、ご相談下さい。

(9) 保育園と保護者の連絡について

ア 送迎時に、お子様の状態について、お聞きします。

イ 家庭と保育園での状況を把握するために連絡帳を活用します。

ウ 毎月、「園だより」「給食だより」「ほけんだより」「クラスだより」を発行します。

(10) 送迎について

ア 駐車場・駐輪・ベビーカースペースは、譲り合ってお使いください。

イ 駐車場・駐輪スペース等で発生した事故や盗難等については、責任を負いかねます。
十分に安全を確保した上でご利用願います。

ウ 自動車での送迎の際は、園指定の駐車場をご利用願います。

当園における保育の提供を開始するに当たり、保護者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

所在地 埼玉県和光市丸山台2-28-13

保育園 名称 丸山台プライムスター保育園

説明者 (職・氏名) 園長 印

私は、本書面に基づいて丸山台プライムスター保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

住 所 _____

保護者 氏 名 _____ 印 (園児との続柄)

園児氏名 _____

PRIME STAR

プライムスター保育園